

## 議案第3号

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

### 提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市の会計年度任用職員の給料及び期末手当の額を改定し、並びに地方自治法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月1日及び12月1日（以下これらの日を）」を「給与条例第20条第1項に規定する基準日（以下この条及び第22条において）」に改め、同条第3項中「職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第5項中「前項」を「第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第21条第1項の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員のそれぞれその給与条例第21条第1項に規定する基準日（以下次項及び第22条の2において「基準日」という。）現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。

4 前条第5項及び第6項の規定は、第1項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、第1項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準

用する。この場合において、給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「死亡した職員」を「死亡したパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第5項中「前項」を「第1項」に改め、同条第6項中「任期の定め（」を「任期（」に、「限る。）と」を「限る。）の定めと」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第21条第1項の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額とする。
- 4 前条第5項及び第6項の規定は、第1項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 5 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、第1項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準

用する。この場合において、給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 行政職給料表（1）

職種	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
(1) 一般行政事務、消費生活相談員その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400
(2) 保健師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
(3) 保育士、福祉士その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
(4) 学校講師、特別支援員その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
	18	183,200	234,000	263,600

19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47		266,900	307,600

48		267,900	309,100
49		268,900	310,000
50		269,900	311,500
51		270,900	313,000
52			314,600
53			316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係） 行政職給料表（2）

職種	職務の級	1級
	号給	給料月額
一般行政業務その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの		円
	1	147,100
	2	148,100
	3	149,100
	4	150,100
	5	151,200
	6	152,300
	7	153,400
	8	154,400
	9	155,300
	10	156,400
	11	157,500
	12	158,600
	13	159,500
	14	160,600
	15	161,800
	16	162,900
	17	164,000
18	165,400	

19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800
41	196,800
42	198,200
43	199,400
44	200,600
45	202,100
46	203,100
47	204,000

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。